

破産手続開始申立書（自然人・同時廃止事件用）

令和 年 月 日

名古屋地方裁判所（□ 支部）（破産係）御中

ふ り が な いいだ はなこ

【申立人氏名】飯田 花子

事業者の場合は屋号（屋号こと氏名）も記載する。例：飯田興業こと飯田花子

旧姓での借入がある場合は、旧姓（旧名字）と追記。例：飯田花子（旧姓 田中）

【住民票上の住所】 〒 — 住民票に部屋番号がある場合は、部屋番号まで書くこと

【現住所(居所)】 〒 — □住民票記載のとおり

【生年月日】 大・昭 年 月 日（ 歳） 【性別】（男・女）

【連絡先電話番号】（ ）（自宅・勤務先）

【FAX】（ ）（自宅・勤務先）

【携 帯】（ ）

申立 て の 趣 旨

- 1 申立人について破産手続を開始する。
- 2 本件破産手続を廃止する。

破産手続開始の原因となる事実

申立人は、1のとおり（詳細は添付の債権者一覧表のとおり）の債務を負担していますが、申立人の有する財産総額は2のとおり（詳細は添付の財産目録のとおり）であるため、添付の陳述書のとおり支払不能の状態にあります。しかも、申立人の有する財産では破産手続の費用を支払うこともできません。

- 1 債務の状況 負債総額約 万円（債権者 人）
- 2 財産の状況 財産総額約 万円

【添付書類】…… 以下の順で提出します。

- 1 債権者一覧表 1通
- 2 滞納税金等一覧表 1通
- 3 財産目録 1通
- 4 家計の状況 2通
- 5 陳述書 1通（□ 個人事業者用補充陳述書及び事業収支実績表 各1通）
- 6 戸籍謄本（3か月以内のもの・外国人の場合は外国人登録証明書） 1通
- 7 住民票（世帯全員・本籍地記載の3か月以内のもの） 1通
- 8 証拠書類 1式

貼用印紙額	1,500円	認	印紙 1500円
予納郵便切手	円	印	

書類作成者

〒464-0093
名古屋市千種区茶屋坂通二丁目69番地
茶屋ヶ坂パークマンション504
司法書士なかしま事務所
司法書士 中嶋 剛士
TEL：050-5891-6050
FAX：050-3730-2992